

「危険ドラッグ」の根絶に向けた対策強化を求める意見書

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物、いわゆる「危険ドラッグ」を使用し、呼吸困難を起こしたり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生している。特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっている。

危険ドラッグには、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、使用により人体への危険が発生するおそれがあり、好奇心などから安易に使用することへの危険性が強く指摘されている。

厚生労働省は、昨年3月、類似薬物もまとめて規制できる「包括指定」を導入し、今年4月から薬事法により指定薬物については覚醒剤や大麻と同様、単純所持が禁止された。

しかし、指定薬物の認定には数か月を要することや危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることが課題とされている。

よって、国においては、危険ドラッグを根絶するため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締り態勢の充実を図ること。
- 2 簡易鑑定ができる技術の開発を始めとする鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続きの簡素化を図るとともに、危険ドラッグの根絶に向けた法令改正を含む総合的な対策を強化すること。
- 3 薬物乱用や再使用防止のために、危険ドラッグの危険性の周知、学校等での薬物教育の強化及び相談体制・治療体制の整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月1日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
文部科学大臣
厚生労働大臣
国家公安委員会委員長

福島県議会議長 平出孝朗